

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 6月29日

【会社名】 センコーグループホールディングス株式会社
(旧会社名 センコー株式会社)

【英訳名】 SENKO Group Holdings Co.,Ltd.
(旧英訳名 SENKO Co.,Ltd.)
(注)平成28年 6月28日開催の第99回定時株主総会の決議により、
平成29年 4月 1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福田 泰久

【本店の所在の場所】 東京都江東区潮見二丁目 8番10号
(平成29年 4月 1日から本店所在地 大阪市北区大淀中一丁目 1番30号が
上記のように移転しております。)

【電話番号】 東京 03(6862)7150 (大代表)

【事務連絡者氏名】 センコー株式会社 執行役員総務部長 竹谷 聡
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って
おります。)

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区大淀中一丁目 1番30号

【電話番号】 大阪 06(6440)5155 (代表)

【事務連絡者氏名】 センコー株式会社 執行役員総務部長 竹谷 聡

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成29年6月28日開催の当社第100回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金11円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 900,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 900,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、福田泰久、川瀬由洋、佐々木信郎、白木健一、上中正敦、手塚武與、田中健悟、山中一裕、飴野仁子及び杉浦康之の10氏を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、鷲田正己、吉本恵一郎及び安光幹治の3氏を選任する。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

第5号議案 当社グループ役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	1,133,342	259	153	(注)1	可決(99.96%)
第2号議案					
福田 泰久	1,095,436	38,163	153	(注)2	可決(96.62%)
川瀬 由洋	1,123,617	9,984	153		可決(99.11%)
佐々木 信郎	1,123,939	9,662	153		可決(99.13%)
白木 健一	1,120,989	12,612	153		可決(98.87%)
上中 正敦	1,119,058	14,543	153		可決(98.70%)
手塚 武與	1,123,565	10,036	153		可決(99.10%)
田中 健悟	1,123,568	10,033	153		可決(99.10%)
山中 一裕	1,118,976	14,625	153		可決(98.70%)
飴野 仁子	1,127,727	5,874	153		可決(99.47%)
杉浦 康之	1,110,858	22,741	153		可決(97.98%)
第3号議案					
鷺田 正己	1,098,479	34,981	153	(注)2	可決(96.90%)
吉本 恵一郎	857,187	276,275	153		可決(75.62%)
安光 幹治	820,727	312,735	153		可決(72.40%)
第4号議案	1,128,045	5,556	153	(注)2	可決(99.50%)
第5号議案	1,060,199	73,402	153	(注)3	可決(93.51%)

- (注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上